
* 定 款 *
* * *

シップヘルスケアホールディングス株式会社

定 款

第1章 総 則

(商号)

第 1 条 当社は、シップヘルスケアホールディングス株式会社と称し、英文では、 SHIP HEALTHCARE HOLDINGS, INC. と表示する。

(目的)

第 2 条 当社は、次の事業を営むこと並びに次の事業を営む株式会社等の株式・持分等を保有することにより、当該株式会社等の事業活動を支配・管理することを目的とする。

1. 医療施設、福祉施設、介護施設、調剤薬局その他施設に関する以下の事業。
 - ①企画及びコンサルティング
 - ②建築、設計及び工事監理
 - ③経営、運営、受託及び事務代行
 - ④保守、管理及び警備
2. 医療機器その他医療関連製品、介護・福祉機器及び設備の輸出入、賃貸、リース、保守、管理、製造、販売。
3. 医薬品、試薬、医薬部外品及び毒劇物の輸出入、製造、販売。
4. 画像診断に関するコンサルティング及びサポート業務。
5. 介護保険法、老人福祉法及び障害者総合支援法に基づくサービス業務。
6. 情報処理・通信機器及びその関連機器に関するシステム・ソフトウェアの開発、製造、販売、通信、レンタル、リース、サービス、保守、コンサルティング。
7. 食料品、ペット用品、衣料品、日用雑貨品、家具、家庭用品、事務用品及び化粧品の生産、加工及び販売。
8. 飲食店、宿泊施設の経営及び給食の受託・管理。
9. 動物病院、ペット専用ホテル及びペットショップの経営。
10. 不動産の売買、賃貸借、管理及びその仲介代理。宅地建物取引業。
 11. 金銭の貸付、債務の保証及び債権の売買等の金融業務。
 12. 損害保険代理業、自動車損害賠償保障法に基づく保険代理業及び生命保険の募集に関する業務。
 13. 労働者派遣事業及び有料職業紹介業。
 14. 旅行業法に基づく旅行業及び旅行代理店業。
 15. 貨物自動車運送業務。
 16. 教育出版業務、広告代理業務及び催事の企画運営。
 17. 前各号に附帯関連する一切の事業。

(本店の所在地)

第 3 条 当社は、本店を大阪府吹田市に置く。

(機関の設置)

第 4 条 当社は、取締役会、監査役、監査役会、及び会計監査人を置く。

(公告方法)

第 5 条 当社の公告方法は、電子公告とする。但し、電子公告を行うことができない事故その他のやむを得ない事由が生じたときは、日本経済新聞に掲載して公告する。

第2章 株 式

(発行可能株式総数)

第 6 条 当社の発行可能株式総数は、128,000,000株とする。

(単元株式数)

第 7 条 当社の単元株式数は、100株とする。

(株式取扱規程)

第 8 条 当社の株主名簿記載事項の変更、その他株式に関する手続き並びに手数料は、取締役会の定める株式取扱規程による。

(単元未満株主の売渡請求)

第 9 条 当社の単元未満株式を有する株主は、その有する単元未満株式の数と併せて単元株式数となる数の株式を売り渡すこと（以下、「買増し」という。）を当社に請求することができる。

(単元未満株主の権利制限)

第 10 条 当社の単元未満株主は、以下に掲げる権利以外の権利を行使することができない。

- (1) 会社法第189条第2項各号に掲げる権利
- (2) 取得請求権付株式の取得を請求する権利
- (3) 募集株式又は募集新株予約権に割当てを受ける権利
- (4) 前条に規定する単元未満株式の買増しを請求する権利

(株主名簿管理人)

- 第11条 当社は株主名簿管理人を置く。
2. 株主名簿管理人及びその事務取扱場所は、取締役会の決議により定める。

第3章 株 主 総 会

(基準日)

- 第12条 当社は、毎年3月31日の株主名簿に記載又は記録された株主をもって、定時株主総会において権利を行使することができる株主とする。

(招集)

- 第13条 当社の定時株主総会は、事業年度末日の翌日から3ヶ月以内に招集する。

(招集権者及び議長)

- 第14条 株主総会の議長は、あらかじめ取締役会が定める取締役がこれに当たる。当該取締役に事故があるときは、あらかじめ取締役会の定める順序により他の取締役がこれに代わる。

(決議)

- 第15条 株主総会の決議は、法令又は定款に別段の定めがある場合を除き、出席した議決権を行使することができる株主の議決権の過半数をもって行う。
2. 会社法第309条第2項の規定による株主総会の決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の3分の2以上に当たる多数をもって行う。

(電子提供措置等)

- 第16条 当社は、株主総会の招集に際し、株主総会参考書類等の内容である情報について、電子提供措置をとるものとする。
2. 当社は、電子提供措置をとる事項のうち法務省令で定めるものの全部又は一部について、議決権の基準日までに書面交付請求した株主に対して交付する書面に記載しないことができる。

(議決権の代理行使)

- 第17条 株主は、当社の議決権を有する他の株主1名を代理人としてその議決権を行使することができる。この場合は、株主又は代理人は代理権を証明する書面を当社に提出しなければならない。

第4章 取締役及び取締役会

(員数)

- 第18条 当社に取締役15名以内を置く。

(選任)

- 第19条 取締役の選任は株主総会において、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う。
2. 取締役の選任については、累積投票によらないものとする。

(任期)

- 第20条 取締役の任期は、選任後1年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会終結の時までとする。

(代表取締役及び役付取締役)

- 第21条 取締役会は、取締役の中から代表取締役若干名を選定する。
2. 取締役会の決議により、取締役会長及び取締役社長各1名、取締役副会長、取締役副社長、専務取締役及び常務取締役各若干名を選定することができる。

(取締役会)

- 第22条 取締役会は、あらかじめ取締役会が定める取締役がこれを招集し、その議長となる。当該取締役に事故があるときは、あらかじめ取締役会の定める順序により、他の取締役がこれに代わる。
2. 取締役会の招集通知は、各取締役及び各監査役に対して会日の3日前に発するものとする。ただし、緊急の必要があるときには、この期間を短縮することができ、又は全員の同意を得て招集手続きを経ないで取締役会を開くことができる。
 3. 取締役が取締役会の決議の目的事項について提案した場合、当該事項の議決に加わることのできる取締役全員が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をし、監査役が異議を述べないときは、取締役会の承認決議があったものとみなす。
 4. 取締役会の運営、その他に関する事項については、取締役会の定める取締役会規程による。

第5章 監査役及び監査役会

(員数)

- 第23条 当社に監査役5名以内を置く。

(選任)

第24条 監査役の選任は、株主総会において、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う。

(任期)

第25条 監査役の任期は、選任後4年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会終結の時までとする。
2. 補欠のため選任された監査役の任期は、退任した監査役の残任期間とする。

(常勤監査役)

第26条 監査役会は、監査役の中から常勤監査役若干名を選定する。

(監査役会)

第27条 監査役会の招集通知は、各監査役に対して会日の3日前までに発するものとする。
ただし、緊急の必要があるときにはこの期間を短縮することができる。又は全員の同意を得て招集手続きを経ないで監査役会を開くことができる。
2. 監査役会の運営、その他に関する事項については監査役会の定める監査役会規程による。

第6章 取締役及び監査役の責任免除

(損害賠償責任の一部免除)

第28条 当社は、社外取締役及び社外監査役との間に、当社に対する損害賠償責任に関する契約を締結することができる。但し、その賠償責任の限度額は、法令の定める最低責任限度額とする。

第7章 計 算

(事業年度)

第29条 当社の事業年度は、毎年4月1日から翌年3月31日までとする。

(剰余金の配当)

第30条 株主総会の決議により、毎事業年度末日の株主名簿に記載又は記録された株主若しくは登録株式質権者に対し、期末配当を行うことができる。
2. 前項のほか、取締役会の決議により、毎年9月30日の株主名簿に記載又は記録された株主若しくは登録株式質権者に対し、中間配当を行うことができる。

(自己株式の取得)

第31条 取締役会の決議により、市場取引等による自己の株式の取得を行うことができる。

(配当金等の除斥期間)

第32条 期末配当金及び中間配当金が支払開始の日から満3年を経過してもなお受領されないときは、当社はその支払の義務を免れる。

(附 則)

1. 現行定款第16条(参考書類等のインターネット開示)の削除及び変更案第16条(電子提供措置等)の新設は、2022年9月1日から効力を生ずるものとする。
2. 前項の規定にかかわらず、2023年2月末日までの日を株主総会日とする株主総会については、現行定款第16条はなお効力を有する。
3. 本附則は、2023年3月1日又は前項の株主総会の日から3か月を経過した日のいずれか遅い日後にこれを削除する。